

令03原機(も)018
令和3年4月5日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
敦賀廃止措置実証部門
高速増殖原型炉もんじゅ
所長 荒井 真伸
(公印省略)

「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」の
読み替えについて（連絡）

令和2年8月21日付けで提出しました「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」につきまして、組織名称変更、職務上の地位の名称変更等に伴い、令和3年4月1日から読み替えが必要となりました。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」に基づく
軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間、添付資料のとおり読み替えることによ
り運用いたしますのでご連絡申し上げます。

添付資料

- ・「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子力事
業者防災業務計画」読み替え表

以上

「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替えて前(令和2年8月21日修正)

読み替え後 (令和3年4月1日付け)

別表2-1-1 原子力防災要員の職務と配置

別表2-1-1 原子力防災要員の職務と配置

読み替え後(令和3年4月1日付け)

別表2-1-1 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配置	所属変更	原子力防災組織の班名と人員
特定事象が発生した場合における該当特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会、事業外灘附に係る特定事象の発生の場合における、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	情報班長(安全・品質保証部長) 対外応付班長(計画管理課長)	他2名(廃止指置部員、施設保安課員)
原子力防災事態に係る情報及び交換並びに緊急事態応急対策についての相互協力	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	敦賀警署停止措置実証本部事務所内 敦賀警署本部広報班員 敦賀警署本部広報班員 (地城共生部連携先生・広報課主幹)	他2名(計画管理課員、廃止措置部員)
当該特定事象に関する広報	もんじゅ内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	放射線管理班長(安全管理課長) 放射線管理班長(環境監視Grリーダー)	他2名(地城共生部員)
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	副木部長(廃止措置部長) 通話班長(施設管理課長)	他2名(安全管理課員、環境監視Gr員)
防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	副木部長(安全・品質保証部長) 放射線管理班長(安全管理課長)	他2名(施設管理課員)
放射性生物質による汚染の除去	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	情報班長(安全・品質保証部長) 放射線管理班長(安全管理課マネージャー)	他2名(管理課員、廃止措置部員)
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	放射線管理班長(安全管理課長) 放射線管理班長代理(管理課長)	他2名(廃止指置部員)
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の購達及び輸送	もんじゅ内 又は 敦賀警署停止措置実証本部事務所	総務班長(廃止措置部長) 総務班長代理(事業管理部調査課長)	他2名(管理課員、安全管理課員)
もんじゅ内の警備及び原力事業所内における従業者等の避難誘導	もんじゅ内	補修班長(施設保安課長) 敦賀警署本部管材搬送班長(事業管理部調査課長)	他2名(事業管理部経理課員、調査課員)
		総務班長(管理課副主幹) 総務班員(管理課副主幹)	他2名(管理課員、廃止措置部員)

「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」読み替え表

No.2

読み替え前（令和2年8月21日修正）		読み替え後（令和3年4月1日付け）	理由
別表2－1－2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位	別表2－1－2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位	別表2－1－2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位	職務上の地位の名称変更
代行順位	副原子力防災管理者**	代行順位	副原子力防災管理者**
① 所長代理（運営管理・核物質防護） ② 所長代理（安全・品質保証） ③ 副所長 ④ 安全・品質保証部長 ⑤ 廃止措置部長 ⑥ 施設保安課長		① 所長代理（運営管理） ② 所長代理（安全・品質保証） ③ 副所長 ④ 安全・品質保証部長 ⑤ 廃止措置部長 ⑥ 施設保安課長	

※所長代理、副所長については、担当業務の変更、人数及び順位を変更する場合（人事異動に伴う変更等を含む）がある。

※次長・課長から副原子力防災管理者を選任する場合には、危機管理を担当する者から選任する。

※担当業務については、兼務する場合がある。

(別表2－1－3から別表5－2－3まで変更なし)
(別図2－1－1から別図3－2－1まで変更なし)
(様式1－5－1から様式3－1－1まで変更なし)
(参考1の変更なし)

- ※所長代理、副所長については、担当業務の変更、人数及び順位を変更する場合（人事異動に伴う変更等を含む）がある。
- ※次長・課長から副原子力防災管理者を選任する場合には、危機管理を担当する者から選任する。
- ※担当業務については、兼務する場合がある。